



# 静岡市消防局からのお知らせ

平成30年4月1日から 静岡市内の

「**高圧ガス保安法**」に基づく申請・届出の窓口

が、**静岡県**から**静岡市消防局**に変わりました！

今まで静岡県知事が行っていた「高圧ガス保安法」の事務が、指定都市の長（静岡市、浜松市）に権限移譲されました。

これに伴い、**静岡市内の高圧ガス事業**に関する届出等の窓口が、静岡県から、**静岡市消防局消防部予防課保安係**に変更となります。

※ 試験や免状交付については、これまでと変わりません。

- 試験：高圧ガス保安協会（KHK・03-3436-6106）
- 免状交付：高圧ガス保安協会

☆その他主な変更点

静岡市では、申請に必要な手数料は、**現金**又は**納付書**でのお支払いとなります。  
（窓口でご案内します。）



**静岡市、浜松市以外** の地域につきましては、これまでどおり  
**静岡県消防保安課** が窓口となります。